

大井町介護予防・日常生活支援総合事業費

単位数サービスコード表

(令和8年6月施行版)

1 訪問型サービス(独自)サービスコード表 (A2)

令和8年6月以降に提供したサービス費について大井町訪問型サービス指定事業者が使用して下さい。

2 通所型サービス(独自)サービスコード表 (A6)

令和8年6月以降に提供したサービス費について大井町通所型サービス指定事業者が使用して下さい。

3 介護予防ケアマネジメントサービスコード表 (AF)

[注意事項]

- 1 他市町村の被保険者(住所地特例対象者を除く。)に対して総合事業のサービスを提供する場合は、当該市町村の設定するサービスコードを使用して下さい。

※下記のとおり色分けしている。

- ・水色→新設
- ・黄色→変更

1 訪問型サービス(独自)サービスコード表

サービスコード		サービスコード内容略称	算定項目				合成 単位数	算定単位		
種類	項目									
A2	1111	訪問型サービス11	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1)1週に1回程度の場合			1176	1月につき		
A2	2111	訪問型サービス11日割		1176単位	日割の場合	39 単位	39	1日につき		
A2	1211	訪問型サービス12		(2)1週に2回程度の場合			2349	1月につき		
A2	2211	訪問型サービス12日割		2349単位	日割の場合	77 単位	77	1日につき		
A2	1321	訪問型サービス13		(3)1週に2回を超える程度の場合			3727	1月につき		
A2	2321	訪問型サービス13日割		3727単位	日割の場合	123 単位	123	1日につき		
A2	2411	訪問型サービス21	ロ 1月当たりの回数を定める場合	(1)標準的な内容の指定相当 訪問型サービスである場合		287 単位	287	1回につき		
A2	2511	訪問型サービス22		(2)生活援助が中心である場合	(一)所要時間20分以上45分未満の場合	179 単位	179			
A2	2621	訪問型サービス23		(二)所要時間45分以上の場合	220 単位	220				
A2	1411	訪問型短時間サービス		(3)短時間の身体介助が中心である場合	163 単位	163				
A2	C211	訪問型高齢者虐待防止未実施減算11	高齢者虐待防止措置未実施減算	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1)1週に1回程度の場合	12 単位減算	-12	1月につき		
A2	C220	訪問型高齢者虐待防止未実施減算11日割			日割の場合	1 単位減算	-1	1日につき		
A2	C212	訪問型高齢者虐待防止未実施減算12			(2)1週に2回程度の場合	23 単位減算	-23	1月につき		
A2	C213	訪問型高齢者虐待防止未実施減算12日割			日割の場合	1 単位減算	-1	1日につき		
A2	C214	訪問型高齢者虐待防止未実施減算13			(3)1週に2回を超える程度の場合	37 単位減算	-37	1月につき		
A2	C215	訪問型高齢者虐待防止未実施減算13日割			日割の場合	1 単位減算	-1	1日につき		
A2	C216	訪問型高齢者虐待防止未実施減算21		ロ 1月当たりの回数を定める場合	(1)標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合	3 単位減算	-3	1回につき		
A2	C217	訪問型高齢者虐待防止未実施減算22			(2)生活援助が中心である場合	(一)所要時間20分以上45分未満の場合	2 単位減算	-2		
A2	C218	訪問型高齢者虐待防止未実施減算23			(二)所要時間45分以上の場合	2 単位減算	-2			
A2	C219	訪問型高齢者虐待防止未実施減算短時間			(3)短時間の身体介護が中心である場合	2 単位減算	-2			
A2	6001	訪問型サービス同一建物減算1	事業所と同一建物の利用者等サービスを行う場合	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合		所定単位数の 10% 減算		1月につき		
A2	6003	訪問型サービス同一建物減算2		事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合		所定単位数の 15% 減算				
A2	6002	訪問型サービス同一建物減算3		同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合		所定単位数の 12% 減算				
A2	8000	訪問型サービス特別地域加算	特別地域加算			所定単位数の 15% 加算				
A2	8001	訪問型サービス特別地域加算日割				所定単位数の 15% 加算		1日につき		
A2	8002	訪問型サービス特別地域加算回数				所定単位数の 15% 加算		1回につき		
A2	8100	訪問型サービス小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算			所定単位数の 10% 加算		1月につき		
A2	8101	訪問型サービス小規模事業所加算日割				所定単位数の 10% 加算		1日につき		
A2	8102	訪問型サービス小規模事業所加算回数				所定単位数の 10% 加算		1回につき		
A2	8110	訪問型サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算			所定単位数の 5% 加算		1月につき		
A2	8111	訪問型サービス中山間地域等加算日割				所定単位数の 5% 加算		1日につき		
A2	8112	訪問型サービス中山間地域等加算回数				所定単位数の 5% 加算		1回につき		
A2	4001	訪問型サービス初回加算	ハ 初回加算					200 単位加算	200	1月につき
A2	4003	訪問型サービス生活機能向上連携加算Ⅰ	ニ 生活機能向上連携加算		(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ)	100 単位加算	100			
A2	4002	訪問型サービス生活機能向上連携加算Ⅱ			(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200 単位加算	200			
A2	6102	訪問口腔連携強化加算	ホ 口腔連携強化加算					50 単位加算	50	月1回限度
A2	6269	訪問型サービス処遇改善加算Ⅰ	ヘ 介護職員等処遇改善加算	(1)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)イ	所定単位数の 270/1000 加算			1月につき		
A2	6183	訪問型サービス処遇改善加算Ⅰ2		(1)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ロ	所定単位数の 287/1000 加算					
A2	6270	訪問型サービス処遇改善加算Ⅱ1		(2)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)イ	所定単位数の 249/1000 加算					
A2	6184	訪問型サービス処遇改善加算Ⅱ2		(2)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)ロ	所定単位数の 266/1000 加算					
A2	6271	訪問型サービス処遇改善加算Ⅲ		(3)介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の 207/1000 加算					
A2	6380	訪問型サービス処遇改善加算Ⅳ		(4)介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)	所定単位数の 170/1000 加算					

2 通所型サービス(独自)サービスコード表

サービスコード		サービスコード内容略称	算定項目				合成 単位数	算定単位
種類	項目							
A6	1111	通所型サービス11	イ 1週当たりの標準的な 回数を定める場合	事業対象者・要支援1			1,798	1月につき
A6	1112	通所型サービス11日割		1,798 単位	日割の場合	59 単位	59	1日につき
A6	1121	通所型サービス12		事業対象者・要支援2			3,621	1月につき
A6	1122	通所型サービス12日割		3,621 単位	日割の場合	119 単位	119	1日につき
A6	1113	通所型サービス21	ロ 1月当たりの回数を 定める場合	事業対象者・要支援1 ※1月の中で全部で4回まで	436 単位	436	1回につき	
A6	1123	通所型サービス22		事業対象者・要支援2 ※1月の中で全部で8回まで	447 単位	447		
A6	C211	通所型高齢者虐待防止未実施減算11	高齢者虐待防止未実施 減算	イ 1週当たりの標準的な回数を定 める場合	事業対象者・要支援1	18 単位減算	-18	1月につき
A6	C212	通所型高齢者虐待防止未実施減算11日割			日割の場合	1 単位減算	-1	1日につき
A6	C213	通所型高齢者虐待防止未実施減算12			事業対象者・要支援2	36 単位減算	-36	1月につき
A6	C214	通所型高齢者虐待防止未実施減算12日割			日割の場合	1 単位減算	-1	1日につき
A6	C215	通所型高齢者虐待防止未実施減算21	ロ 1月当たりの回数を定める場合	事業対象者・要支援1	4 単位減算	-4	1回につき	
A6	C216	通所型高齢者虐待防止未実施減算22		事業対象者・要支援2	4 単位減算	-4		
A6	D211	通所型業務継続計画未策定減算11	業務継続計画未策定減 算	イ 1週当たりの標準的な回数を定 める場合	事業対象者・要支援1	18 単位減算	-18	1月につき
A6	D212	通所型業務継続計画未策定減算11日割			日割の場合	1 単位減算	-1	1日につき
A6	D213	通所型業務継続計画未策定減算12			事業対象者・要支援2	36 単位減算	-36	1月につき
A6	D214	通所型業務継続計画未策定減算12日割			日割の場合	1 単位減算	-1	1日につき
A6	D215	通所型業務継続計画未策定減算21		ロ 1月当たりの回数を定める場合	事業対象者・要支援1	4 単位減算	-4	1回につき
A6	D216	通所型業務継続計画未策定減算22			事業対象者・要支援2	4 単位減算	-4	
A6	8110	通所型サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算		所定単位数の 5% 加算		1月につき	
A6	8111	通所型サービス中山間地域等加算日割			所定単位数の 5% 加算		1日につき	
A6	8112	通所型サービス中山間地域等加算回数			所定単位数の 5% 加算		1回につき	
A6	6105	通所型サービス同一建物減算1	事業所と同一建物に居住す る者又は同一建物から利用 する者に通所型サービス (独自)を行う場合	イ 1週当たりの標準的な回数を定 める場合	事業対象者・要支援1	376 単位減算	-376	1月につき
A6	6106	通所型サービス同一建物減算2			事業対象者・要支援2	752 単位減算	-752	
A6	6207	通所型サービス同一建物減算3		ロ 1月当たりの回数を定める場合		94 単位減算	-94	1回につき
A6	5612	通所型送迎減算	事業所が送迎を行わない場合				47 単位減算	-47 片道につき
A6	5010	通所型生活上グループ活動加算	ハ 生活機能向上グループ活動加算				100 単位加算	100 1月につき
A6	6109	通所型サービス若年性認知症受入加算	ニ 若年性認知症利用者受入加算				240 単位加算	240
A6	6116	通所型サービス栄養アセスメント加算	ホ 栄養アセスメント加算				50 単位加算	50
A6	5003	通所型サービス栄養改善加算	ヘ 栄養改善加算				200 単位加算	200
A6	5004	通所型サービス口腔機能向上加算Ⅰ	ト 口腔機能向上加算	(1)口腔機能向上加算(Ⅰ)			150 単位加算	150
A6	5011	通所型サービス口腔機能向上加算Ⅱ		(2)口腔機能向上加算(Ⅱ)			160 単位加算	160
A6	6310	通所型一体的サービス提供加算	チ 一体的サービス提供加算				480 単位加算	480
A6	6011	通所型サービス提供体制加算ⅠⅠ	リ サービス提供体制 強化加算	(1) サービス提供体制 強化加算(Ⅰ)	事業対象者・要支援1	88 単位加算	88	
A6	6012	通所型サービス提供体制加算ⅠⅡ			事業対象者・要支援2	176 単位加算	176	
A6	6107	通所型サービス提供体制加算ⅡⅠ		(2) サービス提供体制 強化加算(Ⅱ)	事業対象者・要支援1	72 単位加算	72	
A6	6108	通所型サービス提供体制加算ⅡⅡ			事業対象者・要支援2	144 単位加算	144	
A6	6103	通所型サービス提供体制加算ⅢⅠ		(3) サービス提供体制 強化加算(Ⅲ)	事業対象者・要支援1	24 単位加算	24	
A6	6104	通所型サービス提供体制加算ⅢⅡ			事業対象者・要支援2	48 単位加算	48	
A6	4001	通所型サービス生活機能向上連携加算Ⅰ	ス 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ)(3月に1回を限度)			100 単位加算	100
A6	4002	通所型サービス生活機能向上連携加算Ⅱ		(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ)			200 単位加算	200
A6	6200	通所型サービス口腔・栄養スクリーニング加算Ⅰ	ル 口腔・栄養スクリーニ ング加算	(1)口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ)(6月に1回を限度)			20 単位加算	20 1回につき
A6	6201	通所型サービス口腔・栄養スクリーニング加算Ⅱ		(2)口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ)(6月に1回を限度)			5 単位加算	5
A6	6311	通所型サービス科学的介護推進体制加算	ヲ 科学的介護推進体制加算				40 単位加算	40 1月につき
A6	6100	通所型サービス処遇改善加算ⅠⅠ	ワ 介護職員等処遇改善 加算	利用定員が19人以上の場合	(1)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)イ	所定単位数の 111/1000 加算		
A6	6183	通所型サービス処遇改善加算ⅠⅡ			(2)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ロ	所定単位数の 120/1000 加算		
A6	6110	通所型サービス処遇改善加算ⅡⅠ			(3)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)イ	所定単位数の 109/1000 加算		
A6	6184	通所型サービス処遇改善加算ⅡⅡ			(4)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)ロ	所定単位数の 118/1000 加算		
A6	6111	通所型サービス処遇改善加算ⅢⅠ			(5)介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の 99/1000 加算		
A6	6380	通所型サービス処遇改善加算ⅣⅠ			(6)介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)	所定単位数の 83/1000 加算		
A6	6185	通所型サービス処遇改善加算ⅠⅡ		利用定員が19人未満の場合	(1)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)イ	所定単位数の 117/1000 加算		
A6	6186	通所型サービス処遇改善加算ⅠⅡ			(2)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ロ	所定単位数の 127/1000 加算		
A6	6187	通所型サービス処遇改善加算ⅡⅡ			(3)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)イ	所定単位数の 115/1000 加算		
A6	6188	通所型サービス処遇改善加算ⅡⅡ			(4)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)ロ	所定単位数の 125/1000 加算		
A6	6189	通所型サービス処遇改善加算ⅢⅡ			(5)介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の 105/1000 加算		
A6	6190	通所型サービス処遇改善加算ⅣⅡ			(6)介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)	所定単位数の 89/1000 加算		

定員超過の場合

サービスコード		サービスコード内容略称	算定項目				合成 単位数	算定単位
種類	項目							
A6	8001	通所型サービス11・定超	イ 1週当たりの標準的な 回数を定める場合	事業対象者・要支援1	1,798 単位	定員超過の場合 × 70%	1,259	1月につき
A6	8002	通所型サービス11日割・定超			59 単位		41	1日につき
A6	8011	通所型サービス12・定超		事業対象者・要支援2	3,621 単位		2,535	1月につき
A6	8012	通所型サービス12日割・定超			119 単位		83	1日につき
A6	8003	通所型サービス21・定超	ロ 1月当たりの回数を定 める場合	事業対象者・要支援1 ※1月の中で全部で4回まで	436 単位		305	1回につき
A6	8013	通所型サービス22・定超		事業対象者・要支援2 ※1月の中で全部で8回まで	447 単位		313	

看護・介護職員が欠員の場合

サービスコード		サービスコード内容略称	算定項目				合成 単位数	算定単位
種類	項目							
A6	9001	通所型サービス11・人欠	イ 1週当たりの標準的な 回数を定める場合	事業対象者・要支援1	1,798 単位	看護・介護職員 が欠員の場合 × 70%	1,259	1月につき
A6	9002	通所型サービス11日割・人欠			59 単位		41	1日につき
A6	9011	通所型サービス12・人欠		事業対象者・要支援2	3,621 単位		2,535	1月につき
A6	9012	通所型サービス12日割・人欠			119 単位		83	1日につき
A6	9003	通所型サービス21・人欠	ロ 1月当たりの回数を定 める場合	事業対象者・要支援1 ※1月の中で全部で4回まで	436 単位		305	1回につき
A6	9013	通所型サービス22・人欠		事業対象者・要支援2 ※1月の中で全部で8回まで	447 単位		313	

3 介護予防ケアマネジメントサービスコード表

サービスコード		サービスコード内容略称	算定項目				合成 単位数	算定単位
種類	項目							
AF	2111	介護予防ケアマネジメントA	イ 介護予防ケアマネジメント費	442 単位			442	1月につき
AF	2113	介護予防ケアマネジメントA・虐待防止未 実施減算		高齢者虐待防止未実施減算	438 単位		438	
AF	1003	介護予防ケアマネジメントA・虐待防止未 実施減算・計画未策定減算※		4単位減算	業務継続計画未策定減算	4単位減算	434 単位	
AF	1004	介護予防ケアマネジメントA・計画未策定 減算※		442 単位	業務継続計画未策定減算	4単位減算	438 単位	
AF	4001	介護予防ケアマネジメントA初回加算	ロ 初回加算	300 単位加算			300	
AF	6132	介護予防ケアマネジメントA委託連携加算	ハ 委託連携加算	300 単位加算			300	